

石綿対策全国連絡会議  
アスベスト対策に関する質問状回答

自由民主党政務調査会  
平成15年11月1日

1、日本におけるアスベスト前面禁止の導入について、どのようにお考えですか？

A 石綿の有害性にかんがみ、他の素材への代替化が可能である建材等の石綿含有製品の製造等を禁止するため、平成15年10月16日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令が公布されました。また、今回の政令改正で禁止の対象とされなかった石綿含有製品についても代替化の促進が図られるべきと考えます。

2、国土全体にすでに使用されてしまっているアスベストの現状を把握し、これを計画的かつ安全に除去していく必要性について、どのようにお考えですか？

A すでに使用されてしまっているアスベストの安全な除去については、関係法令によって、事業者は、建造物の解体等を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、建築物について石綿の使用の状況等を調査し、その結果を記録するとともに、これを踏まえ、石綿による健康障害防止のための措置をとることが義務づけられています。労働者の健康障害を防止する上で、この措置を徹底することが重要であると考えます。

3、日本における既存アスベストの把握、管理、改修、解体、除去、廃棄等のすべてを通じた首尾一貫した、抜本的、総合的対策の確立について、どのようにお考えですか？

A 既存の石綿含有製品にかかる改修、解体、除去等における労働者のばく露防止対策については、すでに関係法令に規定されており、それぞれの法令の趣旨にのっとり関係する施策が適切に実施されることが重要であると考えています。

4、中皮腫及びアスベスト関連疾患対策を、「対がん戦略」などの政府の戦略のなかにきちんと位置付け、その健康、医療、福祉等に係る総合的な施策を確立する必要性について、どのようにお考えですか？

A 厚生労働省と文部科学省が協力して、平成16年度を始期とする「第3次対

がん10か年総合戦略」を定めています。この対がん戦略では、昭和56年以降、国民の死亡原因の第1位であるがんについて、その原因を問わず幅広く取り上げ、今後10年で死亡率と罹患率を引き下げることを目指し、総合的な施策を推進することを目標としています。

5、上記対策の確立にあたって、アスベスト被災者とその遺・家族や支援のNPO等を参画させ、また、被災者・遺・家族や支援のNPO等の取組を促進、援助することについて、どのようにお考えですか？

A 被災者やNPO等における取組みについては相応の評価をするものですが、基本的には、これらの方々を含む関係者のご意見等もお聞きしながら、対策が講じられるべきであると考えています。

6、貴党自身、アスベスト被災者やその遺・家族の生の声を聞くご用意がおあいですか？

A 今後検討します。

7、アスベストの海外移転の防止、及び地球規模でのアスベスト問題の解決に向けたわが国の役割について、どのようにお考えですか？

A 石綿は人体に有害であることから、その対策は一國のみならず、世界的に進められるべきであり、環境対策で先進国たらしとするわが国も積極的な役割を果たすべきであると考えます。

8、抜本的、総合的なアスベスト対策の確立に向けて、政府内においては省庁の垣根を越え体制がつけられるべきであり、また、関係省庁、団体、学識経験者や私たちのようなNPOを含めた「アスベスト総合対策円卓会議（仮称）」を開催することについて、どのようにお考えですか？

A 関係省庁間においては、必要に応じて相互に連絡、情報交換をしているものと承知しております。また、労使や学識経験者、関係団体等との意見交換は意義のあるものであり、関係省庁においても適宜実施されているものと認識しております。

9、日本で開催されるアスベスト問題に関する国際的、学術的な会議に対して、政府が支援・援助することについて、どのようにお考えですか？

A 日本で開催されるか否かを問わず、民間で主催される国際的、学術的な会議

の運営については、開催の趣旨に則り、自立的に行うことが大切であると考えます。

10、その他、アスベスト問題に関する方針やご意見があれば、お聞かせ下さい。

A 特にありません。